

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒントヒント

退屈歓迎 「あまりにも興奮に満ちた生活は心身を消耗する生活である」これは哲学者バートランド・ラッセルの「幸福論」の中で論理的に幸福と不幸について検証を行った中での言葉です。多すぎる興奮に慣れてしまうとそのスリルが快楽となり、より強い刺激を絶えず求めるようになる。ラッセルは「ある程度の退屈の要素は、人生に不可欠の成分」としています。必要以上に退屈を恐れると、酒の飲みすぎなど良くない手段に逃避しようとする。戦争や虐殺、迫害などを含め、「人類の罪の少なくとも半分は退屈を恐れていることに起因している」としています。退屈に耐え、楽しむ心も大切です。教育学者齊藤孝著プレジデント掲載

税務 ミニガイド

消費税について、個人については前年、法人については前事業年度の消費税の確定年税額（地方消費税額は含まれない）が48万円以下の場合、中間申告をする必要はありませんが、自主的に年1回中間申告書を提出し、納税することができる任意の中間申告制度があります。



ヒントヒント



寄附金の範囲と 損金算入限度額

□寄附金の取扱い

法人税法においては、その性質上、直接には反対給付のない寄附金については、一定の範囲しか損金の額に算入されないこととされています。ここでは、寄附金の範囲と損金算入限度について確認していきましょう。

□寄附金の範囲

法人税法における寄附金とは、金銭、物品その他経済的利益の贈与または無償の供与をいい、一般的には寄附金、拠出金、見舞金などと呼ばれることが多く、社会通念上の寄附金より範囲が広くなっています。

ただし、経済的利益の贈与または無償の供与であっても、法人の事業遂行と直接関係があると認められる交際費等、広告宣伝費、福利厚生費などは除かれます。

なお、社会事業団体、政治団体に対する拠金、神社の祭礼等の寄贈金のように事業に直接関係のない者に対する金銭贈与は、原則として寄附金になります。

□一般の寄附金の損金算入限度額

一般の寄附金の損金算入限度額は、次の(①+②)×1/4の金額となっています。

①期末資本金等の額×当期の月数÷12×2.5/1000

②当期の所得金額×2.5/100

□国または地方公共団体に対する寄附金等

国または地方公共団体に対する寄附金、財務大臣が指定した公益法人等に対する寄附金（指定寄附金）については、一定の場合を除いてその全額が損金の額に算入されます。

□特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対して、その主たる目的である業務に関連する寄附金を支出した場合には、一般の寄附金とは別枠で特別損金算入限度額の範囲内の金額は、損金の額に算入されます。特別損金算入限度額は、次の(①+②)×1/2の金額となっています。

話のタネ

○獅子身中の虫とはどういう虫か。百獸の王ライオンの体毛の中に発生し、増殖し、皮を破り肉に食らいつく害虫です。しかし、この害虫は、牡丹の花から滴り落ちる夜露にあたると死にます。虎も猛獸ですが、象には勝てません。竹藪に逃げ込みます。巨体は竹藪には入れない。「牡丹に唐獅子、竹に虎」が安住の地です。南禅寺の欄間に左甚五郎が彫っています。



①期末資本金等の額×当期の月数÷12×3.75/1000

②当期の所得金額×6.25/100

なお、特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する独立行政法人、地方独立行政法人、自動車安全運転センター、日本赤十字社、公益社団法人・公益財團法人、学校法人、社会福祉法人などをいいます。

□認定NPO法人等に対する寄附金

認定NPO法人等に対してその特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した場合には、一般の寄附金とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内の金額は、損金の額に算入されます。

なお、特定公益増進法人に対する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金の額のうち特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

□国外関連者に対する寄附金

その法人の国外関連者に対する寄附金については、損金の額に算入されません。

在宅勤務に係る費用負担等 —源泉所得税関係—

国税庁は、令和3年1月に表題のFAQを発表しました。全部で7つのQがあり令和2年12月1日の法令等に基づいてAを示しています。

そのうちいくつかをまとめてみます。省略した分は国税庁のHPで確認して下さい。

Q1 企業が従業員に在宅手当を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか。

A1 在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。なお企業が従業員に在宅勤務手当（渡しきり支給など）を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。

Q2 在宅勤務を開始するに当たって、企業が

従業員に事務用品等（パソコン等）を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか。

A2 企業が所有する事務用品等を従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に事務用品等を支給した場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する現物給与として課税する必要があります。

3.その他 業務使用部分の精算方法、通信費に係る業務使用部分の計算方法、通信費の業務使用部分の計算例、電気料金に係る業務使用部分の計算方法、レンタルオフィス代等の扱いなど具体的な例や算式、そして計算例などが、示されています。国税庁HPを参照してください。

留意すべきは、源泉所得課税特有の文言、いわゆる不確定概念の解釈にあります。Q&Aに出てくる「通常必要な費用」の範囲、「合理的な計算」の方法、「より精緻な方法」など実務上の判断ではなやまざれるケースが多いと思われます。

ナマの税務相談室

Q 被相続人（甲）は不動産の貸付を事業的に行っている者です。その甲が令和2年12月10日に死亡致しました。賃貸借契約は月額60万円を翌月分として毎月25日までに甲の指定する銀行口座に入金するものとしています。

甲は貸付時期に対応する賃貸料の額を総収入金額に算入する経理処理を継続していたことから相続開始のときにおいて前受家賃等が発生しています。（昭和48直所2-78）

ところで、この前受家賃等は不動産所得の計算上生じた経過勘定であることから相続税申告上において債務控除の対象とならないでしょうか。

また、このような経理処理を継続的に行っていた場合支払期日は到来しているものの未収入金となっている賃貸料の額のうち貸付期間に対応する部分のみが未収家賃等として計上されることになりますが、相続税の課税価格の計

前受家賃と 相続税の債務控除

算においては、相続開始の時に契約上の支払期日が到来していれば未収入金となっている賃貸料の額はすべて未収法定果実として算入すべきなのでしょうか。

A 相続税の課税価格の計算上控除することのできる債務の額は相続税法第13条及び第14条に規定するものに限られています。

従って、前受家賃相当額はこれらの条文に定める債務には該当致しませんので、その前受家賃のうちに相続開始後の期間に対応する部分のものが例え含まれていたとしても、不動産所得の収入金額の計上の如何に関わらずこれを相続税の課税価格の計算上控除することはできません。

また、賃貸借契約に基づく支払期日が相続開始の日までに到来している賃料で未収のものがある場合にはその未収分は本来の相続財産に該当致します。

ナマの税務相談室

M&A促進税制が 日本経済の救世主に

令和3年度税制改正の中
に、M&A促進税制が二
つあります。

1. 株式交付M&Aでの譲渡
益繰延制度の創設

2. M&A投資リスクに備え
るための株式取得価額70%損
金算入制度の創設

株式交付に係るM&A促進
税制は、2019年中に経済
産業省が改正要望事項として
あげていたものですが、会社
法の株式交付制度創設の施行
予定が2021.3.1となっていた
ので、1年遅れでの立法とな
りました。これは、売り手側
への優遇税制です。

もう一つの優遇税制は、買
い手側に対するものです。

経済産業省は、1年ほど前
に公開した「中小M&A

ガイドライン」でM&Aの後
押しをする姿勢を鮮明にして
おり、この度は、税制優遇制
度の創設を提案して、M&A
の一層の促進を期しています。

中小M&Aガイドライン」
によると、2025年までに、
平均引退年齢の70歳を超える
中小企業の経営者が約245万人
おり、うち半数の約127万人が
後継者未定のことです。廃業による
経営資源の散逸が
積み重なることにより、優良な
経営資源が活用されないま
ま喪失されてしまうことは、
日本経済の発展にとって大き
な損失との認識で、M&Aの
普及がその対策として有効な
切り札であり、生産性の向上
にも資するとしています。そ
して、10年で60万、年平均10

万のM&A契約を成就する
計画を立てています。

その為、売り手・買い手を
繋ぐM&A専門業者の活性化を期待するとともに、商工団体、金融機関、弁護士・公認会計士・税理士といった各分野の専門家に向けても、それぞれの分野別にM&A支援として期待される役割や留意点などを提示しています。

M&A業界は、30年ほどの歴史の新興産業で、現在の専門業者数は300社程度とのことです。日税連もホームページでM&Aのマッチングをすすめています。

70%損金算入の新制度要件
は次の内容です。

- ・青色申告中小企業者が対象
- ・経営力向上計画による取得
- ・株式の取得価額10億円以下
- ・投資損失準備金の計上
- ・6~10年経過時準備金取崩
- ・中小経営強化法改正が前提
- ・令和6年3月31日まで適用

立夏5日、小満21日。
合は、4月からの月数です。
規登録の場合は、その翌月
から年度末まで。廃車の場
合は、4月年末まで。新規登
録の場合は、その翌月
午前0時時点の所有者がそ
の年度分を全額支払います。
自動車税は毎年4月1日
納付期限は5月末です。新規登
録の場合は、その翌月
午前0時時点の所有者がそ
の年度分を全額支払います。
な併まいですが、鯉のぼり
は薰風の中勢いよく泳いで
おり何故かほつとします。



未来はいくつかの名前がある。
意志薄弱な者はそれを不可能と呼び、
臆病者は未知と呼ぶ。
しかし勇敢な者はそれを理想と呼ぶ。
(ヴィクトル・ユーゴー)

5月の税務メモ

(国 税)

- 4月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 特別農業所得者の承認申請
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間（予定）申告
- 所得税確定申告の延納申請分の納付

10日
17日
31日
〃
〃

(地方税)

- 4月分個人住民税特別徴収分の納付
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間（予定）申告
- 鉱区税の納付
- 自動車税の納付